

IV 地域福祉課の事業概要

地域福祉課は、児童、母子・父子・寡婦、高齢者、障害者（児）等の福祉、及びDV対策等広域的・専門的な事業を担当し、住民に対しより効果的な福祉サービスを推進するため、管内両市及び関係機関と連携を図りながら事業を推進している。

1 福祉関係事業

(1) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、地域の社会福祉の増進に努めることを本務として自主的な活動を行っているほか、行政機関への協力者として活動している。

表1－(1) 民生委員・児童委員配置状況（令和2年3月31日現在）

（単位：人）

市町村	定数	現 員			左の内訳	
		民生委員 児童委員	主任児童 委員	計	男	女
平成29年度	590	523	47	570	141	429
平成30年度	590	522	47	569	141	428
令和元年度	596	508	44	552	138	414
市川市	467	403	36	439	110	329
浦安市	129	105	8	113	28	85

(2) 児童福祉

精神又は身体に政令で定める程度の障害を有する20歳未満の児童を監護している父若しくは母又は養育者に対して特別児童扶養手当を支給している。

表1－(2) 特別児童扶養手当受給状況

（単位：人）

区分 市町村	受給者数	支 給 対 象 障 害 児 数							
		身体障害		精神障害		重複障害		計	
		1級	2級	1級	2級	1級	2級	1級	2級
平成29年度	714	135	44	199	355	9	1	343	400
平成30年度	685	115	55	191	359	11	1	317	415
令和元年度	657	114	40	206	322	10	0	330	362
市川市	479	74	27	153	242	6	0	233	269
浦安市	178	40	13	53	80	4	0	97	93

（注） 1人の受給者が複数の支給対象障害児を監護・養育する場合がある。

(3) 母子・父子・寡婦福祉資金

母子家庭・父子家庭又は寡婦の経済的自立と生活意欲の助長及びその児童の福祉向上を図ることを目的として、母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度により各種資金の貸し付けを行っている。

ア 母子・父子福祉資金貸付状況

表1－(3)－ア 母子・父子福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分 市町村	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
平成29年度	—	—	6,780	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成30年度	—	—	6,504	—	816	—	—	—	—	—	—	—
令和元年度	—	—	3,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市川市	—	—	1,440	—	—	—	—	—	—	—	—	—
浦安市	—	—	1,560	—	—	—	—	—	—	—	—	—

イ 寡婦福祉資金貸付状況

表1－(3)－イ 寡婦福祉資金貸付状況

(単位：千円)

区分 市町村	事業開始	事業継続	修学	技能習得	修業	就職支度	医療介護	生活	住宅	転宅	就学支度	結婚
平成29年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
平成30年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
令和元年度	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市川市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
浦安市	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(4) 高齢者福祉

百歳者に対する祝品等の贈呈事業や公的年金等を受給していない老人福祉施設入居者に対し法外援護給付金の支給を行っている。

ア 百歳者に対する祝品等贈呈事業

百歳者に対し社会発展の功労者として敬愛し、長寿を祝福するため内閣総理大臣から祝状及び記念品を贈呈している。

表 1 - (4) - ア 百歳者

(単位：人)

市町村	百歳者	左の内訳	
		男	女
平成 29 年度	89	13	76
平成 30 年度	84	15	69
令和元年度	109	16	93
市川市	85	13	72
浦安市	24	3	21

イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給事業

老人福祉施設の入所者で、公的年金などを受給していない人に対し法外援護給付金を支給している。

表 1 - (4) - イ 老人福祉施設入所者法外援護給付金支給状況

年度	支給実人員 (人)	支給総額 (円)
平成 29 年度	6	235,000
平成 30 年度	4	220,900
令和元年度	5	173,900

(5) 障害者福祉

在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者に、市が行う福祉手当の給付に対する補助金の交付や、在宅の重度身体障害児・者の日常生活用具の取付費の補助を行っている。

ア 在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当給付事業

在宅の重度知的障害者及びねたきり身体障害者又はその家族に、市町村が行う手当の給付に対して補助金を交付している。

表1－(5)－ア 在宅重度知的障害者福祉手当・ねたきり身体障害者福祉手当受給状況

区分 市町村	在宅重度知的障害者		ねたきり身体障害者	
	件数(人)	補助金額(円)	件数(人)	補助金額(円)
平成29年度	154	7,637,950	3	155,700
平成30年度	148	7,460,625	8	406,550
令和元年度	147	7,313,575	6	237,875
市川市	69	3,312,950	6	237,875
浦安市	78	4,000,625	0	0

イ 重度身体障害児・者日常生活用具取付費補助事業

重度身体障害児・者の日常生活用具の取付に必要な経費を市町村が助成した場合、補助金を交付している。

表1－(5)－イ 重度身体障害者日常生活用具取付費補助状況

市町村	件数 (件)	内 容	補助金 (円)
平成29年度	11	移動・移乗支援用具、特殊便器、 移動用リフト、ルームクーラー	221,500
平成30年度	6	移動・移乗支援用具、特殊便器、 移動用リフト、入浴補助用具	107,786
令和元年度	6	聴覚障害者用情報受信装置、特殊 便器、移動・移乗支援用具、移動 用リフト	109,350
市川市	1	聴覚障害者用情報受信装置	8,250
浦安市	5	特殊便器、移動・移乗支援用具、 移動用リフト	101,100

ウ 障害者差別相談事業

平成 19 年 7 月に施行された「障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例」に基づき、センターに配置している広域専門指導員が障害者に対する差別や合理的配慮の欠如などに関する相談を受け、障害者と相手方との間で公正な立場で調整活動を行い事案の解消に努めるとともに、条例の周知・啓発活動も行っている。

表 1 - (5) - ウ 障害者差別相談状況

(単位：件)

区分 年度	差別等相談 活動件数	差別等相談活動件数の内訳						虐待の相談件数	その他の相談件数	条例周知活動
		電話	来所面接	訪問面接	連絡・調整 関係機関	事例検討会 ・会議	その他			
平成 29 年度	326	124	3	14	79	88	18	1	278	24
平成 30 年度	154	74	6	2	11	58	3	0	205	274
令和元年度	144	59	7	2	31	34	11	0	149	126

エ 地域相談員の委嘱

地域の身近な相談窓口として、市町村の身体障害者相談員・知的障害者相談員や条例に規定する各分野に関し優れた見識を有する方を地域相談員として委嘱し、連携を図っている。

表 1 - (5) - エ 地域相談員委嘱状況

(単位：人)

区分 市町村	身体障害者 相談員	知的障害者 相談員	その他 相談員	計	左の内訳	
					男	女
平成 29 年度	20	6	9	35	19	16
平成 30 年度	20	6	9	35	18	17
令和元年度	19	6	8	33	17	16
市川市	15	5	4	24	12	12
浦安市	4	1	4	9	5	4

オ 地域相談員等研修会

地域相談員の資質の向上を図り、もって地域における相談支援体制の充実に資することを目的に、地域相談員等を対象とした研修を実施している。

表 1 - (5) - オ 地域相談員等研修会

開催年月日	参加者	内容
令和元年 9月26日	地域相談員 19名 管内市職員 8名 手話通訳・要約筆記 4名 県障害者福祉推進課 1名 センター職員 5名	1 二つの相談事例を通して、地域相談員の効果的な相談活動のあり方を考える。 (事例研究～グループワークによる意見交換及び意見発表) 2 「心のバリアフリー」を学ぶアニメーション教材視聴 “「障害」とは何だろう”

(6) 配偶者暴力相談支援事業

平成 16 年 6 月 1 日から「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(DV防止法)に基づいて、配偶者暴力相談支援センターに指定され事業を開始した。

配偶者(婚姻関係と同様の事業にある者を含む)や生活の本拠を共にする交際(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く)相手からの暴力を受けた被害者(離婚後も元配偶者から生命又は身体に危害を受けるおそれのある者を含む)からの相談を受け、必要な情報提供・支援を行っている。

表 1 - (6) 配偶者暴力相談支援状況

(単位:件)

区 分	総相談件数				来所相談件数				電話相談件数			
	総数	うち DV	うち ストーカー 行為等	うち 内閣府 報告分	総数	うち DV	うち ストーカー 行為等	うち 内閣府 報告分	総数	うち DV	うち ストーカー 行為等	うち 内閣府 報告分
平成 29 年度	200	108	1	98	32	27	0	27	168	81	1	71
平成 30 年度	197	81	0	73	25	17	0	16	172	64	0	57
令和元年度	182	69	0	56	27	15	0	13	155	54	0	43
区 分	書面提出件数	通報件数	来所相談証明書 発行件数	交際相手からの暴力相談件数								
				総数	通報							
平成 29 年度	1	10	20	1	0							
平成 30 年度	0	8	16	2	1							
令和元年度	0	10	14	1	0							

(7) 戦傷病者の援護

「戦傷病者特別援護法」に基づき、戦傷病者手帳を交付された戦傷病者に対し、同法第9条に規定された療養の給付等の援護を行う。

ア 管内戦傷病者数及び援護状況

戦傷病者手帳所持者からの請求により、補装具の給付、医療券の交付及びJR乗車券の引換（変更）証の交付を行っている。

表1－(7)－ア 管内戦傷病者数及び援護状況

(単位：件)

区分 市町村	戦傷病者手帳 所持者数	補装具の支給	医療券の交付	乗車引換証（変 更）の交付
平成29年度	4	0	0	0
平成30年度	4	0	0	0
令和元年度	2	0	0	0
市川市	1	0	0	0
浦安市	1	0	0	0

イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員の嘱託

厚生労働大臣が委嘱した戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員が戦没者の遺族及び戦傷病者の福祉の増進を図るための相談に応じ、援護に必要な指導等を行っている。

表1－(7)－イ 戦没者遺族相談員・戦傷病者相談員嘱託状況

(単位：人)

市町村	市川市・浦安市	合計
戦没者遺族相談員	1	1
戦傷病者相談員	1	1

(8) 児童手当事務指導監査

管内の市における児童手当事務について、2年に1回指導監査を行っている。

表1-(8) 児童手当事務指導監査状況

市町村	平成29年度	平成30年度	令和元年度
市川市	平成30年2月27日	—	令和2年1月17日
浦安市	平成30年1月25日	—	令和2年2月19日

(9) 中核地域生活支援センター連絡調整会議(部会)

中核地域生活支援センター事業は平成16年10月から開始され、健康福祉センターは、関係機関との連絡調整会議を中核地域生活支援センターと共催している。

表1-(9) 中核地域生活支援センター連絡調整会議実施状況

開催予定日	令和2年3月18日
場所	市川市文化会館 地下1階大会議室
内容	1 市川圏域での中核地域生活支援センターの活動報告 (中核地域生活支援センター「がじゅまる」) 2 講演:「地域共生社会」の推進に向けて ～私たちは何を目指すのか～ 厚生労働省「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会」構成員 野澤和広氏
参加予定者	県及び管内市の関係職員 福祉関係者等
備考	新型コロナウイルスによる感染拡大のため開催中止